令和６年度
三重県留置施設視察委員会

（留置業務管理者に対する意見と措置結果）

三重県警察本部

１　留置施設視察委員会設置の趣旨

平成１９年６月１日施行の「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、警察署留置施設運営の透明性と被留置者の適正な処遇を確保するため、三重県警察本部に「三重県留置施設視察委員会」が設置されています。

２　委員会の組織
委員の身分

委員会は４名の委員(法律関係者、医療関係者、地域の有識者等)で組織されており、身分は非常勤の地方公務員となります。

３　委員会の権限等

　委員会は、警察署の留置施設を視察し、運営に関して留置業務管理者(警察署長)に意見を述べることができます。
　また、必要があると認めるときは、留置業務管理者に対し、被留置者との面接の実施について協力を求めることができます。

４　委員会の活動状況

　令和６年度中、５回にわたり委員会の活動を行い、６警察署の留置施設を視察しました。
　視察結果等を踏まえ、委員会として留置業務管理者に対し意見を行いました。

5　留置施設視察委員会の意見及び措置

	意見	措置
1	運動場の清掃、温度管理等の環境を整備されたい。	定期的に清掃等を実施し、環境整備に努めます。
2	運動場に、体操やストレッチを図示したポスターの掲示を検討されたい。	ストレッチの説明付き写真を作成し、運動時に閲覧できるようにしました。
3	衛生上、布団収納庫に「すのこ」を設置されたい。	委員会に指摘された警察署の「すのこ」については、設置するなど改善しました。
4	鏡のない洗面台があるため、鏡の設置を検討されたい。	洗面台付近に鏡を設置するなど改善しました。
5	時計が各居室から見えるように、時計の位置の変更や増設を検討されたい。	時計の増設により、視認性を改善しました。
6	保護室の床や壁の材質が他署と比べて堅いため改善を検討されたい。	改善を検討します。
7	日課時限及び遵守事項の提示が見えにくいため文字を大きくする、掲示場所を変更する等改善されたい。	文字を大きくした日課時限等を作成し改善しました。
8	貸与品の老眼鏡は、可能な範囲で度数のあったものを配備されたい。	老眼鏡は３種類の度数を配備しているため、被留置者に合った度数の老眼鏡を貸し出しています。
9	風呂の臭気があり、換気等の対策を講じられたい。	換気を徹底し、浴室の乾燥及び清掃に努めます。